

# 安保関連法は 「戦争法」



## 全国統一署名で 廃止へ！

横須賀市民九条の会  
大津地域

### 安保関連法は戦争のための法律

安保関連法すなわち、「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」が、2015年9月19日の未明、参議院で強行採決され、成立しました。どちらにも「平和」が付いていますが、「平和のための戦争は憲法違反ではない」と言いたいのでしょう。憲法第9条の解釈を変えて、日本が海外で戦争ができるようにするための法整備、すなわち「戦争法」がその実体です。

安倍政権は、国会にこれらの法案を提出するよりも前の4月27日、アメリカを訪問し18年ぶりとなる新しい「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」に合意しました。この新ガイドラインには、「日米同盟」の現状と将来像が描かれており、憲法9条はおろか安保条約も踏み越えた、本格的な軍事同盟化が盟約されています。

安保関連法はこの新ガイドラインに沿った世界戦略を実現するための戦争立法であり、安倍首相は、まだ国会に提出もしていないこの法律の成立を日米首脳会談で約束して来ました。

### 中身は他国の戦争支援

「国際平和支援法」は、戦争中の他国軍に、いつでも、どこでも、どこまでも、武器、弾薬、物資、兵隊を運び、戦闘機への給油及び駆けつけ警護を行うための恒久法です。これまでは、「イラク特措法」などの個別法で対応して来ましたが、これからは、国会での審議抜きに、政府の裁量で「後方支援」ができるようになるものです。

前線部隊への後方支援は軍事用語では兵站(へいたん)とよばれ、戦略の重要な一部です。支援部隊はいつ攻撃されても不思議ではありません。

しかも、支援活動を行うのはこれまでの「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われている現場以外」と変わりました。戦闘現場のすぐ隣、いつ

でも戦闘現場に変わり得る場所です。「そうなったら引き上げる」と言いますが、戦場で日本だけが敵前逃亡のようなことをやれるはずはなく、他国軍と一体化した戦争に発展してしまいます。

### 集団的自衛権の行使でどうなる

安保関連法の一つ「武力攻撃事態法」には、日本と密接な関係にある国が攻撃されたら、相手に反撃・戦争をすること(集団的自衛権の行使)が規定されています。防衛問題と言うと、「中国や北朝鮮から攻められたらどうする」ということばかりが話題になりますが、これは個別的自衛権の枠内で対応できる話です。安保関連法の集団的自衛権行使とは、日本が直接攻撃されていなくても、同盟関係にある国と一緒に戦争することです。攻めたらどうなるのでしょうか？

相手国には「先制攻撃を受けた」として反撃に出る大義名分が生じてしまいます。いくら「こちらは必要最小限だよ」と言っても、戦争状態になれば対話は通じません。全国各地にある原発や、横須賀に居る原子力空母が攻撃されたら、日本は放射能汚染で壊滅してしまいます。

この安保関連法は、平和や自衛のための法整備ではありません。災害救助などを含めて、日本の国を守るためにと、純真な期待を抱いて自衛官になった若者を、砂漠やジャングルでの戦争に送り出すことにも繋がります。

### 2,000万人全国統一署名にご協力を！

安保関連法は違憲の「法律」なので、国会で議決すれば廃止できます。国会を変えるために、「戦争させない・9条壊すな! 総がかり行動実行委員会」は、2,000万人全国統一署名を呼び掛けました。横須賀市民九条の会は、駅頭やご自宅訪問により、この署名活動を実施中です。機会がありましたら、是非ご協力下さるようお願いいたします。

## 日本国憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

歴代内閣は、上記第9条の規定により、「他国の武力行使と一体化する戦争に参加したり、集団的自衛権を行使したりすることは、憲法を変えない限りできない」として来ました。

ところが、安倍政権は、初めて集団的自衛権の行使は「条文解釈によりできる」とし、安保関連法を国会内の数の力で押し切りました。

### 2,000万人全国統一署名は、

- ①安保関連法は憲法違反の「戦争法」であること、
- ②違憲の閣議決定に基づく内閣と国会による立憲主義の否定であること、
- ③憲法の専門家をはじめ様々な分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも8割の人が政府の説明は不十分と答えていること、
- ④全国の強い反対の声を、国会内の数の力で踏みじった主権在民と民主主義を壊す暴挙であること、

を挙げ、次の二つを衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に対する**請願事項**としています。

**一、戦争法である「平和安全保障関連法」を速やかに廃止して下さい。**

**一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。**

## 横須賀市民九条の会はこんな会です

2004年6月、憲法9条「改正」の動きに警鐘を鳴らし、井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子の9氏による「九条の会」が、改憲阻止のアピールを出し発足しました。

「横須賀市民九条の会」は、このアピールに賛同し、2005年5月29日に発足しました。

### 会の申し合せ事項

1. 憲法九条を守る輪を拓げる主役は市民です。このことをふまえ、会の名称は「横須賀市民九条の会」とします。
2. 会の目的は平和な世界のために、日本国憲法第九条を守る（国に守らせる）ことです。この一点で手を繋ぎ過半数世論の形成に向け、その輪を拓げます。そして、憲法が保障する平和に生きる権利が暮らしに活かされる横須賀をめざします。
3. 会は、前項の目的に賛同する個人で構成します。会の趣旨に賛同する人は誰でもこの会の会員となることができます。  
[4～6項(役員・会議等)は省略]

7. 会の財政は、会員その他からのカンパ、および集会の参加費等によります。

★全国統一署名などで、一緒に九条を守る活動をして頂ける方の参加をお待ちしています。お申込みは、右の用紙に記入して下記の連絡先まで。

横須賀市民九条の会・大津地域 連絡先  
横須賀市根岸町3-15-2-1102 岡本<sup>あさお</sup>巨夫  
Tel / Fax. 046-836-8905



九条の会は全国に7000以上もあります。会や会員が増えることは、憲法9条の改定を許さない大きな力になります。「横須賀市民九条の会」へご参加いただいた方は、下記にご記入の上、おもて面の連絡先までお届け下さい。

ふりがな	会運営のためカンパをお願いします。(任意)		Fax	Eメール	私の一言
	氏名	金額: 円			
住所					
電話					